\_\_\_介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定徳島県告示第百二十八号

令和六年三月十五日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

同	同	島センタービル四階同 八百屋町二丁目七 徳	テーションツクイ徳島訪問看護ス	西一丁目六番一号 テーション神奈川県横浜市港南区上大岡 ツクイ徳島訪問看護ス	株式会社ツクイ
看護 令和六年三月一日	看護予防訪問	号 ベニューモリSt 五〇二 徳島市吉野本町六丁目一 ア		地の一三 ション 徳島徳島市吉野本町六丁目二〇番 クレド訪問看護ステー	クレド合同会社
打玩在戶	種類	所 在 地	名	所 在 地	名称
	サービスの	- ビス事業を行う事業所	指定介護予防サービス事業を行う	指定介護予防サービス事業者	指定介護